

寄せられたご意見と市の考え方

(下松市犯罪被害者等支援条例(案)についてのパブリックコメント)

●提出された意見合計 4件(1人)

※提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

番号	項目	意見(要訳)	市の考え方
1	第2条第5号 市民等の定義	市民等の等の範囲、市外の方の扱いが分かりにくいと思いました。 「市内に住所を有している者。市外から通勤通学し、または滞在している者をいう。」との表現がいいと思います。	市民等の定義ではいずれかを満たしている者を要件としており、法制執務上の観点から、原文のままとさせていただきます。
2	第9条 経済的負担の軽減	この項目だけ、「市長は、犯罪被害者等が・・・市長が規則で定めるものに対し、・・・」となっている理由がわかりませんでした。 「市は、犯罪被害者等が・・・市が規則で定めるものに対し・・・」でよいのではないかと思います。	予算の執行を伴う内容であり、策定中の下松市犯罪被害者等見舞金支給規則及び下松市犯罪被害者等生活支援助成金交付規則においても同様の規定とする必要があるため、原文のままとさせていただきます。
3	第18条 意見の反映及び透明性の確保	文が1文で、「ための」や「の」が多いように思いました。 「市は、犯罪被害者等支援施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等、有識者、市民等からの意見を施策に反映すること。当該施策の策定過程の透明性を確保するための制度を整備する等、必要な施策を講ずるものとする。」でよいのではないかと思います。	犯罪被害者等基本法第23条「意見の反映及び透明性の確保」に基づき条文を作成しているため、同条の規定に合わせ、原文のままとさせていただきます。

4	附則 施行期日	令和5年4月1日から施行する。可能な支援は早いほうが良いと思います。 年度途中、「令和5年1月1日から施行する。」でよいのでは。	下松市犯罪被害者等見舞金支給規則及び下松市犯罪被害者等生活支援助成金交付規則を策定中であり、原文のとおり令和5年4月1日施行とさせていただきます。
---	------------	---	---